

表 米国救済計画法下で適用される医療保険料率(2021年)

| 連邦貧困水準に対する 世帯所得の割合(%) | 世帯所得(ドル) | | 世帯所得に対する 保険料負担の割合(%) | |
|--------------------------|-------------------|--------------------|-------------------------|---------|
| | 1人世帯 | 4人世帯 | 法律成立前 | 法律成立後 |
| 100未満 | 12,880未満 | 26,500未満 | 0.0 | 0.0 |
| 100以上～133未満 | 12,880以上～17,130未満 | 26,500以上～35,245未満 | 2.1 | 0.0 |
| 133以上～150未満 | 17,130以上～19,320未満 | 35,245以上～39,750未満 | 3.1～4.1 | 0.0 |
| 150以上～200未満 | 19,320以上～25,760未満 | 39,750以上～53,000未満 | 4.1～6.5 | 0.0～2.0 |
| 200以上～250未満 | 25,760以上～32,200未満 | 53,000以上～66,250未満 | 6.5～8.3 | 2.0～4.0 |
| 250以上～300未満 | 32,200以上～38,640未満 | 66,250以上～79,500未満 | 8.3～9.8 | 4.0～6.0 |
| 300以上～400未満 | 38,640以上～51,520未満 | 79,500以上～106,000未満 | 9.8 | 6.0～8.5 |
| 400以上 | 51,520以上 | 106,000以上 | 上限なし | 8.5 |

(注1)連邦貧困水準とは必要最低限の物を購入し、生活していく上で必要な所得水準を指す。現在は1人世帯の場合は1万2,880ドル、4人世帯の場合は2万6,500ドルとされている。

(注2)連邦貧困水準は、法定貧困水準の変更に応じて毎年改定される。本表は全米48州およびワシントンDCにおける水準。アラスカ州、ハワイ州はそれぞれ貧困水準が異なり、48州の水準よりわずかに高い。

(注3)受給方法には、引き下げ前の保険料率に基づき保険料を一旦支払った上で、引き下げ後の保険料との差額を毎月受け取る方式と、翌年の確定申告の際にこの差額の年額を一括して税額控除として受け取る方式の2つがある。

(出所)米保健福祉省計画評価担当事務次官補室、ブルッキングス研究所のウェブサイトを基に作成